

**「新宿区景観まちづくり計画及び新宿区景観形成ガイドライン」(改定素案)に関する
パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方**

1 実施期間

令和4年6月25日（土）から令和4年7月25日（月）まで

2 意見提出者及び提出方法

意見提出者 3名
 ・郵送 0名
 ・ファックス 0名
 ・窓口持参 1名
 ・ホームページ 2名

3 意見数及び意見の計画への反映等

・意見数 205件

意見項目の内容		件数
1	計画及びガイドライン全般に関する意見	13件
2	改定のプロセスに関する意見	4件
3	景観まちづくり計画の位置づけに関する意見	6件
4	景観まちづくりの変遷に関する意見	3件
5	広域的な景観形成方針に関する意見	11件
6	屋外広告物の景観形成方針に関する意見	4件
7	区分地区に関する意見	5件
8	景観形成の方針・基準に関する意見	8件
9	景観重要建造物に関する意見	6件
10	景観重要樹木に関する意見	1件
11	景観重要公共施設に関する意見	10件
12	景観まちづくりの推進に関する意見	6件
13	エリア別景観形成ガイドラインに関する意見	101件
14	要素別景観形成ガイドラインに関する意見	12件
15	広域的な景観形成ガイドラインに関する意見	13件
16	資料編に関する意見	1件
17	その他の意見	1件
合 計		205件

・意見の計画への反映等

A	意見の趣旨を計画に反映する	2件
B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	6件
C	意見の趣旨に沿って計画を推進する	0件
D	今後の取組みの参考とする	3件
E	意見として何う	62件
F	質問に回答する	61件
G	その他	71件
合 計		205件

4 意見要旨と区の考え方

《記載内容は、以下の項目を設け、整理しています。》

項目	説明
【分類】	頂いたご意見が計画の何に対するご意見であるか示しています。
【ページ】	頂いたご意見が計画のどのページに対するご意見であるか示しています。
【意見要旨】	頂いたご意見について、誤字脱字の修正及び文章の要約を行っています。
【区の考え方】	計画への反映等については、上記のA～Gの分類で示しています。 また、区に対する質問については、回答を記述しています。

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No.	分類	ページ	意見要旨	区の考え方
1	全般	—	資料編にて用語説明がある語句は、本文中の語句に「*」の印を付けてほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 本文中の語句で用語集に記載がある場合は、「*」を追記します。
2	全般	—	ここまで多くの色を使用する必要があるのか。本書の販売価格も高価となるので、区民が本書を入手やすくなる様に、適切な配色により本書を作成してほしい。	E ご意見として伺います。 図やイラストの見やすさ確保のため、カラーとすることが必要と考えています。また、区ホームページ上でデジタルブックとして公開を予定しています。
3	全般	—	「景観法第〇条第〇項」と記されている箇所があるが、条文見出しを括弧書きで付記し、景観法への理解が深まる様に工夫してほしい。	E ご意見として伺います。 条文の後に内容を記載しており、分かりやすい表現としています。
4	全般	—	エリア別景観形成ガイドラインは、各エリアの向かうべき方向を示す大きな目標や方針を示したものにすぎないため、景観形成ガイドラインの構成は、区全域景観形成ガイドライン、屋外広告物に関する景観形成ガイドライン、エリア別景観形成ガイドラインの順番の方が分かりやすいのではないかと。景観形成ガイドラインの構成を変更してほしい。	E ご意見として伺います。 区は各エリアの個性を活かすという考え方を特に重要視していることから、景観形成ガイドラインは区全域景観形成ガイドラインや屋外広告物に関する景観形成ガイドラインより先にエリア別景観形成ガイドラインを掲載する構成としています。
5	全般	—	景観まちづくり計画及び景観形成ガイドラインの購入を容易にするため、エリア別ガイドラインを別冊とされる事を検討してほしい。	E ご意見として伺います。 事業者が、景観事前協議等の手続きを行う際には、景観まちづくり計画及び景観形成ガイドラインの両方を確認する必要があるため、合冊としています。また、区ホームページ上でデジタルブックとして公開を予定しています。
6	全般	—	夜間景観に関し、現在の景観まちづくり計画の「一般地区」の景観形成基準の記載の中に「夜間の景観に配慮し、周辺の景観に応じた照明を行う」と記載されているが、「夜間景観の形成」を今般の改定で「新規」として取り上げた意図は何か。	F ご質問に回答します。 地域特性を活かしながら日中とは違った夜間景観を形成し、まちの魅力をさらに向上させるため、景観まちづくり計画における広域的な景観形成方針に「夜間景観の形成」という項目を新規に追加しています。
7	全般	—	今回の改定案はより具体的なガイドが追加されており、資料編の内容も増え分かり易くなったと思う。ただし、新築や建替えを検討している利用者側からすると何カ所も確認しないとならないという部分は残っており、ホームページ上のガイドラインのリンク掲載方法も再検討してほしい。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 利用者にとって分かりやすい掲載方法等について検討していきます。
8	全般	—	特定の方針や基準をもつ地区において、届出対象規模に満たない規模であっても、景観まちづくり計画及び景観形成ガイドラインに沿って建築計画を行うように誘導するとの文章を追加してほしい。	A ご意見を踏まえて改定素案を修正します。 届出対象ではない建築物についても、景観まちづくり計画及び景観形成ガイドラインに示す方針等を踏まえて計画してもらいたい旨をP.67に追記します。
9	全般	目次等	「見取り図」のネーミングを再考してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 図の名称を分かりやすくなるよう「新宿区景観まちづくり計画・新宿区景観形成ガイドラインの構成」に修正します。
10	全般	目次等	区分地区・景観誘導区域の図中に「区全域景観形成ガイドライン2-7明治神宮聖徳記念絵画館の眺望の保全に関する景観誘導（区域）」「区全域景観形成ガイドライン2-8新宿御苑の眺望の保全に関する景観誘導（区域）」と記されている。それぞれが、区全域景観形成ガイドラインの「2-7明治神宮聖徳記念絵画館の眺望の保全に関する景観形成ガイドライン」と「2-8明治神宮聖徳記念絵画館の眺望の保全に関する景観形成ガイドライン」において設定された区域であると、すぐ理解できないので、図中の表記の仕方を工夫してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 各区域の注釈位置を調整し、分かりやすくなるように表現を修正します。

No.	分類	ページ	意見要旨	区の方
11	全般	目次等	区分地区・景観誘導区域の図中に「景観計画の区域と区分地区」「眺望の保全の景観誘導区域」「広告物ガイドライン区域」が表記されている。これら3つの区域を記載した意図がわかりづらい。また、3つの区域によってどの様な違いが生じるのか、教えてほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 事業者等が建築等を行う際に、計画地に係る区域を把握しやすいように図示している旨を追記します。 また、景観計画の区域は、景観計画の対象範囲を示しています。区分地区は、景観計画の区域内で地域の景観特性に基づき区分したもので、地区によって、景観形成方針や景観形成基準が異なります。 眺望の保全に関する景観誘導区域及び地区別屋外広告物ガイドラインは、景観形成ガイドラインにおいて定める区域で、区域内で建築物の建築等または屋外広告物の設置等を行う場合は、各ガイドラインに適合した計画とする必要があります。
12	全般	目次等	景観重要建造物の指定地が決定された後、区分地区・景観誘導区域の図に指定地をプロットするのかわせてほしい。	F ご質問に回答します。 現時点で、景観重要建造物として指定する予定の建築物はないため、区分地区・景観誘導区域の図にプロットする予定もありません。
13	全般	目次等	区分地区・景観誘導区域の図の下に届出対象を行う場所、対象敷地の考え方の表が記載されているが、重ね図との関係が分からないので、説明文を追記してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 当該箇所は対象敷地が隣接区とまたがる場合の景観の届出に関する説明であるため、その旨が分かりやすくなるように表現を修正します。
14	改定のプロセス	6	(1)検討体制のフロー図における「パブリック・コメント」の文字位置について、区長からパブリック・コメントが発信される様に見える。矢印の中央位置に記載された方が良いと思うので、再考してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 (1)の図について、適切な表現となるように当該文言の位置を修正します。
15	改定のプロセス	7	(3)意見聴取から改定までのプロセスの図について、景観法第9条第1項、景観法第9条第2項と記されるだけでなく、景観法第9条第1項（策定の手続き一住民の意見を反映）景観法第9条第2項（策定の手続き一審議会の意見聴取）と記載してほしい。	E ご意見として伺います。 (3)の図については、意見聴取からの手続きの流れが分かりやすいように作成しており、その根拠として条文のみを記載しています。
16	改定のプロセス	7	(3)意見聴取から改定までのプロセスの図において、「※景観法第9条第1項」と記載してある「※」は何か。注釈を別途付記される予定なのか。	G ご意見を踏まえて修正します。 注釈を別に記載する予定はないため、(3)の図における※印を削除します。
17	改定のプロセス	7	(3)意見聴取から改定までのプロセスの図において、説明会開催を、町会連合会、商店会連合会、地域説明会（2回）行った事を記載してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 説明会に関する記載を追記します。
18	景観まちづくり計画の位置づけ	8	東京都が平成19年4月に東京都景観計画を施行した旨が2回記載されている。 東京都景観計画の最新版は平成30年のものと思うが、今般改定の景観まちづくり計画は、平成19年4月に施行された「東京都景観計画」を基本に作成された様に読めるので、再考してほしい。平成30年に都の計画が改正されている事を記載すべき。 また、平成20年景観行政団体となり、平成21年に初めて作成した「新宿区景観まちづくり計画」は、平成19年4月に施行された「東京都景観計画」を基に作成したと分かり易く記載してほしい。 区が平成20年に景観行政団体となった事をここで、記載してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 内容の重複を解消し、新宿区が平成20年に景観行政団体になったことについて追記するなど、分かりやすい記述となるように修正します。
19	景観まちづくり計画の位置づけ	8	景観法に基づく法定計画の部分について、「景観法第8条第4項第2号の規定に基づく、地域の良好な景観の形成のための行為の制限・規制又は措置の基準事項（景観形成基準）」と記載してほしい。 また「新宿区独自の景観まちづくり推進施策の両方を含んだ内容になっています。」とあるのを「景観まちづくり推進施策として区が考える景観形成ガイドラインから構成される」との記載内容に変更してほしい。	E ご意見として伺います。 景観まちづくり計画には、ご指摘の景観法第8条第4項第2号の規定に基づく内容のほか、景観法第8条に基づき、景観計画の区域、良好な景観の形成に関する方針、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針などを法定の部分として定めています。 また、景観まちづくり計画は、景観形成ガイドラインとは別に、新宿区独自の景観まちづくり施策等を含んだ内容の計画となっています。
20	景観まちづくり計画の位置づけ	8	景観法の届出制度の事を「位置づけ」として記載したいのか、フローに示される様に各種計画を踏まえた「新宿区景観まちづくり計画」であり、都市マスタープランの個別計画の「位置づけ」として記載されたいのか、分かり易い文章に修正してほしい。	E ご意見として伺います。 「5 新宿区景観まちづくり計画の位置づけ」の図は届出制度についてではなく、景観まちづくり計画の位置づけについて示しています。

No.	分類	ページ	意見要旨	区の考え方
21	景観まちづくり計画の位置づけ	8	都が建築確認を受ける延べ面積1万平方メートルの建物の景観届出先は、区か都のどちらか。	F ご質問に回答します。 延べ面積1万平方メートルを超える建築物も、すべて区へ行為の届出の手続きが必要となります。
22	景観まちづくり計画の位置づけ	8	フロー図に各計画（都市マス、住宅マス、環境基本計画、基本構想、都景観計画）の策定年度を記載してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 各策定年度を追記します。
23	景観まちづくり計画の位置づけ	8	新宿区基本構想の目標期間はH19～H37（2025）で、新宿総合計画はH30～H39（2027）である。景観まちづくり計画が、総合計画の個別計画との位置づけであれば、計画期限は、2025年あるいは2027年までとなるのか。また2025年に新宿区基本構想を改訂する時、景観まちづくり計画を、更に改訂されるかどうか教えてほしい。	F ご質問に回答します。 景観まちづくり計画は、新宿区総合計画における個別計画の一つとして位置づけられ、他の行政計画との整合を図るとともに、東京都景観計画や隣接区景観計画とも連携しあうものです。したがって、計画期間は設けていませんが、社会情勢の変化やまちの現況の選り変わりなど、今後も必要に応じて、景観まちづくり計画等の見直しを検討します。
24	景観まちづくりの変遷	9	文章中に新宿区景観基本計画、新宿区景観まちづくり条例の策定年度を記載してほしい。	E ご意見として伺います。 新宿区景観基本計画等の策定年度については、同ページの表に記載しています。
25	景観まちづくりの変遷	9	「法律を根拠に持たないことから」とあるが、読みやすくするように文章を再考してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 景観法が制定されていなかった旨を明記する表現に修正します。
26	景観まちづくりの変遷	10	令和5年4月の表中に「5 景観重要建造物の指定の方針」「6 景観重要樹木の指定の方針」「7 景観重要公共施設の整備に関する事項」の変更、追加事項が記載されていないが、現時点では改定無しの予定なのか。審議会での今後の審議により改定されるのか、教えてほしい。	F ご質問に回答します。 景観重要建造物の指定の方針、景観重要樹木の指定の方針及び景観重要公共施設の整備に関する事項について内容の変更はありません。
27	広域的な景観形成方針	12～14	広域的な景観形成方針について、区、景観まちづくり審議会、都市計画審議会において適切に規制・誘導（指導）を行っていくことを記載してほしい。	E ご意見として伺います。 ここでは景観法第8条第3項の規定に基づく良好な景観の形成に関する方針を掲げています。景観形成の方針を実現するための具体的な施策等については、第3章に掲載しています。
28	広域的な景観形成方針	12～14	広域的な景観形成方針①～⑦の対象に対し、「適切に規制・誘導を行います。」と記述してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 景観について適切に誘導を図ることが分かるように表現を修正します。
29	広域的な景観形成方針	12～14	広域的な景観形成方針①～⑦の対象建物の届出者は、規模の大きな事業者や公的機関と考えられるので、景観形成に努める事が社会的義務ではないのか。よって是非、行政として「適切に規制・指導を発揮」と記載してほしい。	E ご意見として伺います。 大規模事業者だけでなく全ての事業者に対して、景観事前協議を通じて、広域的な景観形成方針に沿った計画となるように適切に誘導します。
30	広域的な景観形成方針	12～14	縦の青線は必要なのか。再考してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 項目のまとまりが分かりやすくなるように青の縦線を記載しておりましたが、項目見出し部分に横線を記載する表現に修正します。
31	広域的な景観形成方針	13	③幹線道路沿道における景観形成における「街路樹の整備や無電柱化を促進し、道路空間と沿道のまちなみが調和した、みどり豊かで快適な歩行者空間を創出していきます。」とあるが、幹線道路の事業者である都、区が創出するのか、それとも地区計画内の開発事業者が都市開発諸制度の中で創出する必要があるのか、創出する主体を記載してほしい。	E ご意見として伺います。 ここでは景観法第8条第3項の規定に基づく良好な景観の形成に関する方針を掲げ、景観形成の主体に関わらず、区としてどのような景観を形成していくのかを掲載しています。 なお、歩行者空間の創出の主体は、行政や民間事業者双方の場合が想定されます。
32	広域的な景観形成方針	13	③幹線道路沿道における景観形成において「個別の更新に合わせ」と記しているが、どの様なことか、分かり易く記載してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 「沿道に立地する建築物の個々の建替え等に合わせ」に修正します。
33	広域的な景観形成方針	13	幹線道路とは、新宿区総合計画概要版P.19の広域幹線道路を指すのか、エリアガイドラインに示されている「黄色点線」の表示の幹線道路も包含するのか、教えてほしい。	F ご質問に回答します。 幹線道路沿道における景観形成において対象としている幹線道路は、新宿区総合計画の都市交通整備方針図に示す広域幹線道路、地域幹線道路を指しています。また、エリア別景観形成ガイドラインの景観特性図において黄色点線で示す幹線道路も含まれます。

No.	分類	ページ	意見要旨	区の考え方
34	広域的な景観形成方針	14	P.12に広域的な景観形成方針の定義がされているが、「夜間景観」と結びつく説明がされていない。外濠、神田川の景観軸でのライトアップは広域的景観となるが、建築計画のライトアップ、照明配置が広域的とは思えないので、教えてほしい。	F ご質問に回答します。 夜間景観については、区内の様々な場所において、地域特性に応じた照明計画が図られるよう、広域的な景観形成方針に掲げています。
35	広域的な景観形成方針	14	⑦公共空間の景観形成において「居心地の良い公共空間や誰もが利用しやすいゆとりある空間が創出されるように誘導します。」とあるが、ここで「誘導します」とあるのは、事業者に「命令」「指導」「お願い」のいずれになるのか。 また、都市開発諸制度の規則において、「誘導」を担保し、確実に創出されよう規則を付加することを、今後、想定されているのか。	F ご質問に回答します。 区は景観事前協議において、公共空間の景観形成ガイドラインを踏まえて良好な景観が形成されるように事業者と協議を行います。景観事前協議の届出に係る行為が、ガイドラインに適合していないと認められるときは、景観まちづくり条例第11条に基づき、必要な措置を講ずるよう要請を行うことができます。 また、今回の景観まちづくり計画に改定に伴う都市開発諸制度の運用基準等の変更は予定していません。
36	広域的な景観形成方針	14	⑦公共空間の景観形成において「コロナ禍、デジタル化」と記載されているが、キーワードとして相応しくないと。「ニューノーマルに対応したまちづくり」「リアルな場」の価値を高める空間提供等のキーワードを用いてほしい。	E ご意見として伺います。 国土交通省発表の「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」なども踏まえ、コロナ禍やデジタル化の進展を契機に、公共空間に求められる機能や役割が見直されていることを記載しています。
37	広域的な景観形成方針	14	⑦公共空間の景観形成の説明文が冗長すぎると思う。簡潔に、分かり易く記載してほしい。	E ご意見として伺います。 公共空間に求められる機能が変わってきた契機と、どのような公共空間が求められるようになったかを記載しています。
38	屋外広告物の景観形成方針	15	②多様な広告物の景観誘導推進において、「アーチ」と記されている。P.302を参照すれば理解できるが、「アーチ看板」と記してほしい。	E ご意見として伺います。 東京都屋外広告物条例の記載にあわせ、「アーチ」と記載しています。
39	屋外広告物の景観形成方針	15	「フラッグ」は事前協議の対象か、商店街連合会への申請か、教えてほしい。	F ご質問に回答します。 東京都屋外広告物条例に基づく許可の申請が必要な屋外広告物である場合、フラッグも景観事前協議の届出対象となります。
40	屋外広告物の景観形成方針	16~17	区分地区、広告主、土地・建物所有者への「啓発を進めます。」と記載されているが、例えばどの様な方法によって啓発を進めているか記載してほしい。	E ご意見として伺います。 区ではこれまでに、窓口やホームページでの案内に加えて、景観行政全般についての周知などを行う景観シンポジウムの開催や、良好な景観形成につながる民間の活動を表彰する景観まちづくり表彰などを行ってきており、その取組みについてはP.72,73に記載しています。 引き続き、必要に応じて景観形成を推進する取組みを行います。
41	屋外広告物の景観形成方針	16~17	大学、NPO、関連団体との「連携」の具体的な内容が不明なので、例示を示してほしい。	E ご意見として伺います。 大学と連携して、現在のエリア別景観形成ガイドライン策定時に詳細な調査を実施しています。その他の関係機関等との連携についてはP.64~66に記載しています。
42	区分地区	18	区分地区に関し、現在の景観まちづくり計画における「一般地域」の表記と、改定素案における「一般地区」の表記は、どちらが正しいのか。また、景観法において用語の定義に定めがないか、教えてほしい。	F ご質問に回答します。 今回の改定において、区分地区における「一般地域」を「一般地区」に名称変更します。 また、景観法等に名称の定めは特にありません。
43	区分地区	19	「区分地区を定めていきます。」とあるが、景観法第8条第2項第1号に基づき、景観まちづくり審議会で定める事となるのか。 また定める条件は、区民の合意だけで良いかどうか、その他条件が必要か教えてほしい。	F ご質問に回答します。 区分地区を定める場合には、区民の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要があります。 その上で、新宿区景観まちづくり審議会のほか、新宿区都市計画審議会の意見を聴くなど、景観法及び新宿区景観まちづくり条例に基づいた手続きが必要となっています。
44	区分地区	19	区分地区を定める地区の例として、「まちづくり活動が先進的に行われ、将来イメージが共有されている地区」と記載されているが、「(例えば地区計画)」と括弧書きされる方が理解し易いと思うので、再考してほしい。	E ご意見として伺います。 地区計画の策定状況に関わらず、地元協議会等によりまちづくり活動が行われている地区を想定しています。

No.	分類	ページ	意見要旨	区の方考え方
45	区分地区	19	区分地区を定める地区の例として、「広域的な景観形成が既になされている地区」と記載されているが、「広域的な」の意味は何か。区境での大規模開発を意味するのか。四ツ谷駅前地区を指すのか。	F ご質問に回答します。 例えば、落合の森保全地区のように斜面緑地や台地上の良好な低層住宅地が広い範囲に広がっているような地区や、歴史あるおもむき外濠地区のように水辺空間と外堀通りや周辺の斜面地のみどりと一体となって潤いある景観を広い範囲で形成しているような地区を想定しています。
46	区分地区	19	区分地区を定める地区の例として、「景観重要公共施設周辺の地区」が記載されているが、「周辺の地区」とは、景観重要公共施設が道路の場合、当該道路から何mの地区か教えてほしい。	F ご質問に回答します。 景観重要公共施設周辺の地区については、周辺の景観特性に応じて範囲を定めるものであり、景観重要公共施設から一律の数値基準によりその範囲を定めるものではありません。
47	景観形成の方針・基準	25	水とみどりの神田川・妙正寺川地区の景観形成方針として「屋外広告物の景観誘導」の方針、方策を記載してほしい。	B ご意見は、改定素案に含まれています。 当地区において屋外広告物に関する景観形成方針の記載はありませんが、新宿区に共通する景観形成の方針において屋外広告物の景観形成方針を定めています。
48	景観形成の方針・基準	28	飯田橋の神楽河岸部の千代田区との区境表示が、都市計画図と相違している。	G ご意見を踏まえて修正します。 区境の表示について修正します。
49	景観形成の方針・基準	29	歴史あるおもむき外濠地区の景観形成方針において「今後の外濠の整備や活用と運動」と記されているが、外濠の整備、活用について教えてほしい。	F ご質問に回答します。 外濠の整備、活用にあたっては、千代田区・港区・新宿区の協同により策定した「史跡江戸城外堀跡保存管理計画書」に基づき、史跡の保全、景観の向上に努めるよう、東京都、千代田区、港区と連携して取り組むこととしています。
50	景観形成の方針・基準	41	雑なまち神楽坂地区の説明において「建築基準法第42条第3項に基づく道路幅員の指定と合わせ」と記載されているが、3項道路の説明を加えるなど、だれにでも理解できる様に記載してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 道路幅員の指定等の目的が分かりやすくなるように表現を修正します。
51	景観形成の方針・基準	41	雑なまち神楽坂地区の景観形成方針における「軽子坂沿いの神楽坂に」という表現が分かりづらいので修正してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 読点を入れ、分かりやすい表現となるように修正します。
52	景観形成の方針・基準	41	雑なまち神楽坂地区の景観形成方針として、屋外広告物の景観誘導の方針を記載してほしい。	A ご意見を踏まえて改定素案を修正します。 平成31年に策定した屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）を踏まえ、本地区の景観形成方針に屋外広告物に関する記述を追加します。
53	景観形成の方針・基準	45	エンターテインメントシティ歌舞伎町地区の説明において変遷を文章で記載しているが、箇条書きや表にするなど読み易くしてほしい。	E ご意見として伺います。 ほかの区分地区と揃えた表現としています。
54	景観形成の方針・基準	49	落合の森保全地区の説明に、P.185の記載内容（先進的な郊外住宅地であったこと、目白文化村らしいまちなみ、旧近衛邸宅敷地、相馬家の庭園であったおとめ山公園、旧近衛邸前のケヤキの大木）を追記してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 当地区の歴史等について追記します。
55	景観重要建造物	59	景観重要建造物のうち、歴史的又は文化的に価値が高い建造物に該当するものを一覧表にしてほしい。また、一覧表には、地域の景観を先導又は継承し、特徴づけている建造物について、「新宿区地域文化財一覧」のどのような分野（都市・生活・歴史・文化）から選定されたか記載してほしい。	E ご意見として伺います。 現時点で、区が景観重要建造物として指定している建築物はなく、今回の改定において指定する予定もありません。
56	景観重要建造物	59	東京都が選定した歴史的建造物9件と記載されているが、都選定歴史的建造物一覧（令和2年度時点）では以下の11施設となっている。 また、東京都が選定した歴史的建造物について、区で景観重要建造物に指定する場合は当該ページに記載してほしい。 早稲田大学2号館（旧図書館） 早稲田奉仕園スコットホール 日立目白クラブ（本館及び別館） 聖母病院 新宿区立林芙美子記念館 旧小笠原邸 伊勢丹本店本館（伊勢丹新宿本店） 新宿御苑旧御涼亭（台湾閣） 紀伊国屋ビルディング 早稲田大学21号館（大隈講堂） 明治神宮聖徳記念絵画	E ご意見として伺います。 早稲田大学21号館（大隈講堂）と明治神宮聖徳記念絵画館は、国の重要文化財指定に伴い都選定歴史的建造物の指定は解除されているため、9件となっています。また、現時点で、区が景観重要建造物として指定している建築物はなく、今回の改定において指定する予定もありません。

No.	分類	ページ	意見要旨	区の方考方
57	景観重要建造物	59	区内の国指定の重要文化財をエリア別景観形成ガイドラインに全て記載してほしい。 また、国指定の重要文化財を景観重要建造物に指定する場合、その旨を明記し、建造物の名称を記載してほしい。	G ご意見を踏まえ修正します。 安与ビルについて、エリア別景観形成ガイドラインに国指定の重要文化財の表示がなかったので追記します。 なお、現時点で、区が景観重要建造物として指定している建築物はなく、今回の改定において指定する予定もありません。
58	景観重要建造物	59	「景観法第8条第2項第3号の規定に基づく景観重要建造物の指定の方針とする」記載されているが、「第8条第2項第3号（行為の制限に関する事項）」と記載してほしい。	E ご意見として伺います。 景観計画に定める事項として、景観法第8条第2項第3号は行為の制限に関する事項ではなく、景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針が規定されています。
59	景観重要建造物	59	景観重要建造物を指定した場合、当景観重要構造物の「景観への配慮を要する範囲」（100m）を定めた上で、行為の制限に関する事項（第8条第2項第3号）を本計画に定めるか。 また、都の歴史的景観保全の指針では、「景観への配慮を要する範囲」を規定しているが、当範囲内の都の建築確認対象建物規模の新築、改築する建物の場合、都の計画による制限を受けるか。	F ご質問に回答します。 現時点で、景観重要建造物として指定しているものではなく、景観重要建造物の周囲に景観法第8条第2項第2号に規定される行為の制限に関する事項を定める予定はありません。 また、東京都景観条例第33条において、景観法第16条第1項の規定による行為の届出を行おうとする者は、歴史的景観形成の指針に配慮するように努めなければならない、とされています。
60	景観重要建造物	59	「新宿建築100景」に記載されている建築物について、景観重要建造物への指定状況を教えてください。	F ご質問に回答します。 「新宿建築100景」のうち現時点で、景観重要建造物として指定しているものはありません。
61	景観重要樹木	61	薬王院ケヤキの枯死を踏まえ、今後の樹木の維持管理の支援の拡充及び景観重要樹木にかかる管理協定（景観法第36条）の締結を検討してほしい。	E ご意見として伺います。 現時点で、樹木の維持管理の支援の拡充及び景観法第36条に基づく管理協定の締結等の予定はありません。
62	景観重要公共施設	62	本景観計画において、良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」と位置づけているが、「整備に関する事項」（景観法第8条第2項第4号ロ）だけでなく景観上の特性の維持、増進に資する「占用等の許可の基準」（景観法第8条第2項第4号ハ）が定められているか。	F ご質問に回答します。 P.63に記載の景観重要公共施設について、景観法第8条第2項第4号ハに規定されている基準は定めていません。
63	景観重要公共施設	62	景観法第8条第2項第4号ハの規定は、例えば、外苑東道路が景観重要公共施設に指定された場合、外苑東通りに設置される道路占用物（バス停上屋、柱類、歩道橋、等）の形態意匠の基準を道路管理者と協議し、取り決める事となるのか。	F ご質問に回答します。 道路を景観重要公共施設に位置付けた場合、景観重要公共施設の管理者と協議の上、景観法第8条第2項第4号ハに基づき、道路法第32条第1項または第3項の許可の基準を景観計画に定めることができます。
64	景観重要公共施設	62	以下の公共施設について、管理者と協議を行い、景観重要公共施設としてほしい。 ・外濠公園、戸山公園、飯田濠跡 ・外苑東通り、新目白通り、靖国通り ・区内首都高の出入り口部、首都高ランプ橋 ・坂道（焼餅坂、弁天坂、八幡坂、高力坂、合羽坂、安保坂、成子坂 等） ・曙橋、四谷見附橋、面影橋、JR山手線の跨道橋（新宿大ガード、第一大久保架道橋、第三、四大久保架道、新井薬師道架道橋、等）、中央線の架道橋、西武新宿線架道橋、新宿ミロードデッキ、飯田橋5差路歩道橋 ・橋上鉄道駅舎、都電電停、駅前広場、地下街	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 今後、必要に応じて景観重要公共施設の追加について検討を行います。
65	景観重要公共施設	62	景観重要公共施設に指定されていない都道、区道上の占用物のみを景観重要公共施設に位置付けることができるか。	F ご質問に回答します。 道路占用物は景観法第8条第2項第4号ロに列記されていないため、景観重要公共施設に位置付けることはできません。
66	景観重要公共施設	62	景観重要公共施設の指定は、道路占用物（跨道橋、大ガード）、地下通路を含むのか。区内で道路占用物、地下通路が、景観重要公共施設に指定されている箇所を教えてください。	F ご質問に回答します。 道路法による道路ではない道路占用物や通路は景観法第8条第2項第4号ロに列記されていないため、景観重要公共施設に位置付けることはできません。 そのため、景観重要公共施設に位置付けられた道路占用物や地下通路はありません。

No.	分類	ページ	意見要旨	区の考え方
67	景観重要公共施設	62	景観重要公共施設は整備済みと考えられるため、「整備に関する事項」は今後の改築、維持補修を対象として管理者と景観計画の基準を定めているとの理解でよいか。 また、「整備に関する事項」は車道及び歩道の舗装（材質、色彩）、縁石、照明柱、信号柱、車止め等も対象か。	F ご質問に回答します。 景観重要公共施設について、管理者と協議の上、景観法第8条第2項第4号ロに規定する整備に関する事項を景観まちづくり計画に位置付けています。整備に関する事項は、維持・管理も含めた整備について定めており、道路法上の道路である道路舗装や道路附属物も対象となっています。
68	景観重要公共施設	63	靖国通りを景観重要公共施設に指定した場合、靖国通り上にある「新宿大ガード」をJRが改築する場合、景観法第8条第2項第4号ハの対象となり、景観への配慮の申し入れが可能か。	F ご質問に回答します。 景観法第8条第2項第4号ハの規定は、道路法第32条第1項または第3項の許可の基準を景観計画に定めることができる旨の規定であり、景観への配慮の申し入れに関する規定ではありません。
69	景観重要公共施設	63	景観重要公共施設に定められた新宿通りについて、「沿道の建築物の形態意匠と新宿通りとの調和」が「整備に関する事項」に該当するのかわ。 新宿通りの「整備に関する事項」の基準を管理者と協議し、景観協定を定めてほしい。	E ご意見として伺います。 「沿道の建築物の形態意匠と新宿通りの調和」が新宿通りの整備に関する事項となっています。 景観重要公共施設に関し、景観法第8条第2項第4号ハに掲げる基準は定めていませんが、道路上の屋外広告物については、景観事前協議において適切に誘導を図っています。
70	景観重要公共施設	63	早大通りの歩道のインターロッキングブロック舗装は、何度も掘り返され、アスファルト舗装で復旧されている。景観重要公共施設として、歩道の舗装の維持管理に関して規定を設けてほしい。	E ご意見として伺います。 現時点で、景観まちづくり計画において景観重要公共施設の維持管理に関する規定を定める予定はありません。
71	景観重要公共施設	63	「神田川流域河川整備計画」は平成28年に改訂されているため、改訂年度を記載してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 改定年度を記載します。
72	景観まちづくりの推進	64	景観法第5条及び第6条には事業者及び住民の責務が規定されている。当規定の周知を図るため、本ページに当規定を記載してほしい。	G ご意見を踏まえ修正します。 事業者や住民の役割について追記します。
73	景観まちづくりの推進	65	平成16年8月に取りまとめられた新宿区民会議の提言書が端緒となり、新宿区景観計画検討小委員会が設置されたように読めるが、第1回新宿区景観計画検討小委員会は、令和2年に開催されている。 現在の景観計画検討小委員会とここで記載の景観計画検討小委員会は別の組織か。 また、景観計画検討小委員会の設立年度及び第何回の景観まちづくり審議会において景観計画検討小委員会の設立が決まったか教えてほしい。	F ご質問に回答します。 平成17年12月20日第31回景観まちづくり審議会を踏まえて、新宿区景観計画検討小委員会を立ち上げました。その後、小委員会での検討等を踏まえて、平成21年4月に当時の新宿区景観まちづくり計画及び新宿区景観形成ガイドラインを策定しました。 今回の改定にあたっては、令和2年10月21日第70回景観まちづくり審議会を踏まえて、改めて新宿区景観計画検討小委員会を立ち上げ、新宿区景観まちづくり計画等の改定に関する検討を行っています。
74	景観まちづくりの推進	67	区ホームページに掲載している手引書、GIS情報、提出書類等について、「2 景観まちづくり推進施策」内に記載してほしい。	E ご意見として伺います。 窓口やホームページでの案内等については引き続き、適宜見直しを図りながら、景観まちづくりを推進しています。
75	景観まちづくりの推進	67	景観形成ガイドラインの位置づけについて記載してほしい。	B ご意見は、改定素案に含まれています。 景観形成ガイドラインの位置づけについてはP.67「3 景観形成ガイドラインによる景観誘導」に記載しています。
76	景観まちづくりの推進	69	景観まちづくり審議会の権能には、「景観重要公共施設」の指定、解除及びその周辺地区の指定・解除があるか。 また、景観まちづくり条例及び施行規則には「景観重要公共施設」の規定がないが、「景観重要公共施設」はどのような規定により定められているか。	F ご質問に回答します。 景観まちづくり審議会の審議事項には、景観まちづくり計画の策定及び変更が規定されており、景観重要公共施設は景観まちづくり計画に位置付けることとされています。 また、景観重要公共施設については、景観法第8条第2項第4号に規定されています。
77	景観まちづくりの推進	75	まちづくり組織等や町会・商店会等から必要な見直しの矢印が景観形成ガイドラインに向いているが、どのような意図の矢印か説明してほしい。	F ご質問に回答します。 区はこれまで、地元住民の機運の高まりに応じて区分地区の新規指定や屋外広告物の地域別ガイドラインの追加などを行ってきました。今後も地元住民の意向等に応じて、区分地区や景観形成ガイドラインの見直しを検討します。

No.	分類	ページ	意見要旨	区の考え方
78	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	—	エリア別ガイドラインにおいて、「東京都景観計画第1章東京らしい景観の形成 第2東京の景観特性」に記載の「関連する要素」について、景観特性図に記載してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 東京都景観計画に記載の「関連する要素」については、景観特性を生み出す要素として認識しており景観特性図に記載しています。名称の記載がない箇所については、名称を追記します。
79	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	—	国が指定する国宝・重要文化財（建造物）、登録有形文化財（建造物）のうち区内にあるものについて、エリア別ガイドラインの景観特性図に記載してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 安与ビルについて、国指定文化財の表示がなかったため追記します。
80	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	—	区指定文化財及び区地域文化財のうち、景観に関するものを記載したことを記載してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 エリア別景観形成ガイドラインの見方に、景観特性図に記載した文化財等の説明を追記します。
81	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	—	新宿建築100景（公益社団法人日本建築家協会新宿地域会 発行）に記載の建築物について、エリア別ガイドラインの景観特性図に記載してほしい。	E ご意見として伺います。 本ガイドラインは国や地方公共団体等の公共機関が公表している情報をもとに作成しています。
82	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	—	エリア別景観形成ガイドラインの改定内容について、概要版に記載の内容を改定素案にも記載してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 エリア別景観形成ガイドラインについて、改定の概要はP.4「3新宿区景観まちづくり計画等改定の概要」に追記します。また、検討方法はP.65「4大学との連携」に追記します。
83	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	—	説明会では、説明動画を使用して各地域・エリアの改定概要を説明されたが、10地域、72エリアの改定概要版を作成してほしい。	E ご意見として伺います。 各エリアは見開き1ページにまとまっているため、概要版の作成は予定していません。
84	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	—	エリア境界はどのように定めたのか。また、エリア境界について景観まちづくり審議会で審議したのはいつか。	F ご質問に回答します。 エリア境界については、現行ガイドライン策定時の現地調査をもとに設定しており、平成21年の当初の景観まちづくり計画策定時に新宿区景観まちづくり審議会でご審議頂いています。
85	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	—	説明会において、エリア境界の取扱いが届出等の運用時の課題になっているとのことだったが、具体的に説明してほしい。	F ご質問に回答します。 複数のエリアに渡る敷地で建築計画を行う場合、隣接するエリアの特性や景観形成の方向性についても踏まえる必要があります。これについて、現行のガイドラインに記載がなかったため、P.82に明記しました。
86	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	—	「新宿区みんなのGIS」の景観まちづくり情報にエリア境界を表示してほしい。そうすれば、景観特性図に隣接エリアを表示しなくてよいのではないか。また、景観特性図にはエリア境界の線を濃度の濃い色の赤で表示しないでほしい。	E ご意見として伺います。 エリアの境界については、他の表示と見分けやすい色・線種としています。 「新宿区みんなのGIS」には既に各エリアの境界を記載していますが、本ガイドラインにおいても隣接エリアを分かりやすくするため、景観特性図に隣接エリアの名称を表示しています。
87	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	—	現計画に使用されている写真と同じ写真が用いられている箇所があるため、写真を更新してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 現計画と同じ写真について、必要に応じて差替えを行います。
88	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	—	景観特性図において、地区計画の区域と地区整備計画における景観に寄与する事項を記載してほしい。	E ご意見として伺います。 地区計画の区域内で建築計画等を行う場合は、地区整備計画の内容を全て確認する必要があるため、本計画では記載せず、区ホームページ及びパンフレット等で別途周知を行っています。
89	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	—	エリア境界の赤の一点鎖線が濃すぎて他の凡例の表示が目立たないので修正してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 景観特性図はエリア境界が明確となるように作成しています。他の凡例が見づらくなっている箇所については、より分かりやすくなるように景観特性図を修正します。
90	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	—	隣接エリアの地名が判読できない。また、エリアの状況が分かりやすくなるように地形図を濃くしてほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 隣接エリアの名称や地形が読みやすくなるように景観特性図を修正します。

No.	分類	ページ	意見要旨	区の考え方
91	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	—	明治神宮聖徳記念絵画館の眺望の保全に関する景観誘導区域について、線が太いので工夫してほしい。また、P.96の同区域に関する説明が判読できない。	G ご意見を踏まえて修正します。 明治神宮聖徳記念絵画館の眺望の保全に関する景観誘導区域の表示については、景観特性図内の他の表示と区別するため現在の表示としていますが、説明については読みやすい文字サイズとなるように修正します。
92	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	—	公園、寺社、境内、高層建築、1階部分の店舗等の過度な濃い着色の表示を工夫してほしい。	E ご意見として伺います。 景観特性図は、各エリアで出来るだけ凡例を統一しつつ、分かりやすい図となるように作成を行っています。
93	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	—	景観上重要な道路の表示について、路線によって太すぎるのではないかと。また、表示されている道路が何道路であるかわからない。	E ご意見として伺います。 景観上重要な道路の凡例は、現況道路幅員の縮尺に合わせた幅としています。道路名称等については、道路の近くに記載しています。
94	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	—	区画された地域全体を「料亭」「底地」「31m以上の高層住宅」「高層ビル街区」「旧組屋敷街区」「神社隣地」「横寺町街区」「大規模な敷地」「戦災復興区画整理地区」と着色表示している意図を教えてください。	F ご質問に回答します。 各エリアにおいて、現在の景観特性を生み出す要素として記載しています。
95	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	—	各エリアの景観特性図に江戸時代の状況を記載している理由を教えてください。	F ご質問に回答します。 区内には、内藤新宿として発展してきた新宿通り周辺の賑わいや、将軍家の狩猟地であった落合の御留山等の様々な歴史があります。こうした歴史が積み重なって現在の景観が形成されているため、江戸時代の状況を記載しています。
96	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	—	各エリアの景観特性について、均一な記載となっていないのではないかと。	E ご意見として伺います。 景観特性の記述は現地調査をもとに作成しており、各エリアの景観特性に応じた記述としています。
97	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	86	東京都指定の眺望点とはどのような意味か。	F ご質問に回答します。 東京都景観計画P.149、P.150に記載されている迎賓館（赤坂離宮）の眺望地点を指しています。
98	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	86	区外の上智大学のグラウンドに眺望点が図示されているが、日常的な眺望点ではないのではないかと。	G ご意見を踏まえて修正します。 ご指摘の眺望点を削除します。
99	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	86	四ツ谷交差点から迎賓館は見えないのではないかと。	E ご意見として伺います。 ご指摘のとおり四ツ谷駅前の交差点から迎賓館は見えませんが、四ツ谷駅前から迎賓館にかけての外堀通り沿いの並木により風格のある景観となっていることから重要な軸線として記載しています。
100	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	86	景観特性図に着色部が多く、地形が判読できない。	E ご意見として伺います。 景観上重要な道路や連続するみどり等、エリアの景観特性として必要なものを記載しています。
101	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	88	坂道、がけ線の表示により、景観特性が理解しづらい。	G ご意見を踏まえて修正します。 景観特性が理解しやすいように表現方法を工夫します。
102	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	88	3. 外苑東通り沿道の鋭角地のコメントに「江戸時代から引き継がれている道路を斜めに横切る事により」と記されているが、交差する細い区道は江戸時代から引き継がれている道路か。	F ご質問に回答します。 外苑東通りと鋭角に交差する道路は、江戸時代から存在しています。
103	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	93	「風格を保ちながらも、まちなみの変化を楽しめるファサード」の写真は、1-4四谷新宿通りエリアの景観形成の目標と方針に沿った写真となっているか。また、写真掲載の最終決定はどこで行われたのか。	F ご質問に回答します。 改定素案は、景観まちづくり審議会において審議を行い作成したものです。 「風格を保ちながらも、まちなみの変化を楽しめるファサード」の写真についても、1-4四谷新宿通りエリアの景観形成の目標、方針に沿ったものとして掲載しています。

No.	分類	ページ	意見要旨	区の考え方
104	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	96	凡例が多すぎないか。	E ご意見として伺います。 1-6四谷南・信濃町エリアは敷地境界際の設定が景観特性の一つとなっています。そのため、敷地境界際の設定に関する凡例が多数存在しています。
105	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	96	1-6四谷南・信濃町エリアでは「生垣」「コンクリート壁」「石垣」「レンガ」「おもむき深い塀」等の表示があるが、全エリアにおいてもこのような視点での調査が行われているか。	F ご質問に回答します。 本ガイドラインでは、エリアの特性に応じて調査内容や景観特性図の表示内容を調整しています。本エリアは敷地境界際の設定が景観特性の一つとなっているため、現在の記載内容となっています。
106	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	96	1-6四谷南・信濃町エリアの地区計画に景観に係る事項があれば記載してほしい。	E ご意見として伺います。 地区計画の区域内で建築計画等を行う場合は、地区整備計画の内容を全て確認する必要があるため、本計画では記載せず、区ホームページ及びパンフレット等で別途周知を行っています。
107	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	96	須賀町について、1-6四谷南・信濃町エリアに含めてほしい。	E ご意見として伺います。 各エリアの境界は、エリアの景観の特徴をもとに設定しており、現在の区分けが適切であると考えています。
108	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	104	景観特性の「2. あふれ出すみどり」と「3. みどりあふれる良好な住宅地」の内容が重複しているのではないか。	G ご意見の踏まえて修正します。 「2. あふれ出すみどり」と「3. みどりあふれる良好な住宅地」の写真と文章について、趣旨が分かりやすいように修正します。
109	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	116	江戸時代の大名屋敷地区、下級武士、組屋敷と地域を分類する表現を見直してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 分類の名称について表現を見直します。
110	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	116	3-2江戸川橋通り周辺エリアでは「行き止まり路地」を記載しているが、2-5牛込台地エリアでは記載していない理由を教えてください。	F ご質問に回答します。 エリア別ガイドラインでは、各エリアの景観の特徴を捉え、特に関連が深い要素を記載しています。そのため、同じ要素であっても、エリアによっては記載されていない場合があります。
111	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	116	エリアの特性評価は、同じ尺度で行ってほしい。また、エリアの凡例項目は同一としてほしい。	E ご意見として伺います。 本ガイドラインでは、各エリアの特性に応じた記載内容としており、各エリアの景観特性に関連が深い要素を掲載しています。
112	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	116	「T字（L字）のアイストップ」とはどういう意味か。	F ご質問に回答します。 「T字（L字）のアイストップ」はT字路、L字路の突き当りの景観を指しています。
113	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	116	凡例内の「矢来町周辺 T字路の道（幅員小）が多く残る」と「市谷砂土原町周辺 T字路の道（幅員大）が多く残る」とはどういう意味か。	F ご質問に回答します。 矢来町周辺では幅員の狭い道路によるT字路が多く、市谷砂土原町周辺では幅員の広い道路によるT字路が多いことを説明しています。
114	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	116	凡例内の二十騎町・北町・中町・南町周辺の旧大縄地には「※」がついているが、南榎町の旧大縄地に「※」がついていない。	G ご意見を踏まえて修正します。 南榎町の凡例の旧大縄地に「※」を追記します。
115	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	116	市谷鷹匠町と市谷砂土原町は、同じ水色の着色で良いのか。	F ご質問に回答します。 2-5牛込台地エリアでは、町ごとに着色しているのではなく、街路網の特徴が類似している範囲を着色しています。そのため、市谷砂土原町、市谷鷹匠町及び払方町は街路網の特徴が類似していることから同じ色となっています。
116	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	116	旧馬場家牛込邸の前の区道及び外濠通りに続く逢坂は景観上重要な道路ではないか。	E ご意見として伺います。 2-5牛込台地エリアの景観特性は「3. エリアを貫く通りのまちなみ」となっており、この景観特性を踏まえて大久保通り及び牛込中央通りを景観上重要な道路としているため、逢坂については掲載していません。
117	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	118	「2. 外堀通りと並走する道路」の説明文について、「通勤、通学路となっている。」と記載されているがその他の利用者もいるのではないか。また、裏側の意味が分かりづらい。	G ご意見を踏まえて修正します。 「外堀道路と並走する道路」の説明文について、趣旨が分かりやすくなるよう修正します。

No.	分類	ページ	意見要旨	区の方考え方
118	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	118	逢坂は景観上重要な道路ではないか。	E ご意見として伺います。 2-6外濠斜面地エリアの景観特性は「1. みどりで包まれた眺め」「2. 外堀通りと並走する道路」となっており、この景観特性を踏まえて外堀通り及び外堀通りと並走する道路を景観上重要な道路としているため、逢坂については掲載していません。
119	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	118	逢坂の坂上から、千代田区側の外濠公園や高層建築物が眺望できるため、眺望点とすべきではないか。	E ご意見として伺います。 景観特性図の眺望点については、現地調査を踏まえて各エリアの景観特性に応じて記載しています。
120	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	118	外堀通りと区界の間は、外濠公園の区域ではないか。	E ご意見として伺います。 公園の区域については、景観特性図に記載のとおりです。
121	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	118	景観特性図に新見附橋を表示してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 景観特性図に新見附橋を追記します。
122	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	119	「外堀通りだけでなく、並走する通りに対しても裏側とならないよう工夫する」の意味が分かりづらい。	G ご意見を踏まえて修正します。 建築物を計画する際に、外堀通り側だけでなく、並走する通りに対しても景観に配慮して欲しいという趣旨です。趣旨が分かりやすくするように表現を修正します。
123	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	119	「2. 外堀通り沿道では並走する通りに対しても配慮する」の図が分かりづらい。	G ご意見を踏まえて修正します。 建築物を計画する際に、外堀通り側だけでなく、並走する通りに対しても景観に配慮して欲しいということを説明する図です。 意図が分かりやすいように図を修正します。
124	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	121	「2. 変化に富んだ地形を活かしたみどり豊かな景観をつくる」の図が分かりづらい。	E ご意見として伺います。 変化に富んだ地形を活かしたみどり豊かな景観を図で表現しています。
125	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	124	隅切りがない交差点にも「景観上重要な交差点」の表示がされているのではないか。	E ご意見として伺います。 時期の異なる区画整理が複数行われていることや昔から残る道路によって、3-1早大通り区画整理エリアには様々な交差点が存在しています。そのため、エリアの大部分に「景観上重要な交差点」の表示をしており、隅切りのない交差点も含まれています。
126	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	124	済松寺への赤矢印は、現計画書どおりとしてほしい。	B ご意見は、改定素案の方向性と同じです。 済松寺への赤矢印については現行のガイドラインと同一の内容となっています。
127	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	124	済松寺南東の赤矢印は、済松寺の敷地内の駐車場を横切る視線で、常時見通せないのではないか。	E ご意見として伺います。 済松寺南東の赤矢印については、アイストップに向かう軸線として記載しているもので、敷地内を見通すことを想定したものではありません。
128	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	126	景観上重要な道路は、どのような視点から定めているのか。	F ご質問に回答します。 景観上重要な道路は現地調査をもとに設定しています。路線によって、現状として景観上重要な場合と、今後景観形成を誘導していく上で重要な道路場合があります。
129	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	126	江戸川橋通り西の曲がりくねった道路について、景観上重要な道路の表示をしている理由を教えてください。	F ご質問に回答します。 当該道路については、曲がりくねっていることにより特徴的なシークエンス景観が生み出されています。直線的な道路が多い当該エリアの中で、アクセントとなる変化に富んだ景観を生み出す要素として景観上重要であると考えます。
130	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	126	行き止まり路地について、景観特性図に記載している理由を教えてください。また、道路法上の道路でない道にも表示がされているのではないか。	F ご質問に回答します。 景観特性「1. 整った景観と変化のある景観」に記載のとおり、直線の主要道路と路地が整った景観を生み出していることから、景観特性図に行き止まりの路地を記載しています。 行き止まりの路地は、景観特性を生み出す要素として記載しているため、道路法上の道路でないものも含まれています。

No.	分類	ページ	意見要旨	区の方え方
131	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	126	赤城神社の豊かなみどりは、赤矢印の始点からは見えないのではないか。	E ご意見として伺います。 赤い矢印の凡例は、視線方向や重要な軸線を示したものです。赤城神社のみどりについては、引出線の箇所から望むことができます。
132	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	126	傳久寺の連続するみどりについて、景観特性図では途中で途切れてしまっているが、実際には敷地の端から端まで連続しているのではないか。	G ご意見を踏まえて修正します。 連続するみどりの範囲について修正します。
133	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	126	地区を街路形態によって色分けしているが、江戸時代から受け継いだ事を記載することの意味を教えてください。	F ご質問に回答します。 新宿区景観まちづくり計画の基本方針の視点2において「まちの記憶や文化を活かす」とこととしているため、現在の景観特性を生み出している経緯として記載しています。
134	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	127	景観形成の方針に「高い塀、高層の建物」とあるが、エリア内の大部分は該当しないのではないか。	F ご質問に回答します。 エリア全体で低層の建物が多いため、高い塀や高層の建築物が周辺に圧迫感を与えないように配慮して欲しいという趣旨です。
135	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	127	景観形成の方針に「旧川筋」とあるが、旧川筋であったことを記載する必要があるのか。	E ご意見として伺います。 新宿区景観まちづくり計画の基本方針の視点2において「まちの記憶や文化を活かす」とこととしているため、当該道路が特徴的な形状となった経緯として記載しています。
136	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	128	夏目坂では都市計画道路環状4号線が事業中のため、景観特性図に記載してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 都市計画道路環状4号線について、景観特性図に追記します。
137	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	128	都市計画道路環状4号線（夏目坂）の事業者との景観に関する協定について記載してほしい。	E ご意見として伺います。 都市計画道路環状4号線について、景観に関する協定は締結していません。
138	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	128	夏目坂や漱石山房通りと交差する道路は、凡例でいう「景観上重要な道路」か「上記街路から伸びる道路」なのか、分かりづらいので修正してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 夏目坂や漱石山房通りと交差する道路は、「上記街路から伸びる道路」として表示をしています。 凡例が見やすくなるように景観特性図を修正します。
139	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	128	早稲田小学校が地域を象徴する建築物と表示されているが、他のエリアと整合しているか教えてください。	F ご質問に回答します。 現地調査をもとに地域を象徴する建築物の表示をしており、他のエリアとの整合を図っています。
140	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	130	他のエリアでは坂道と表示しているが、3-4弁天町谷筋エリアでは「急な坂道」「穏やかな坂道」「階段」と区別して表示している理由を教えてください。	F ご質問に回答します。 本ガイドラインでは、エリアの特性に応じて調査内容や景観特性図の表示内容を調整しています。 本エリアでは、外苑東通りの西側と東側で高低差が大きく、激しい高低差が特徴的な景観を生み出しており、坂の傾斜に応じた凡例が適切であるため、現在の表記となっています。
141	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	130	3-4弁天町谷筋エリアの寺社は、建物が無着色となっているが、他のエリアでは着色されている理由を教えてください。また、本エリアの2か所の寺社について、敷地のほとんどが墓地ではないか。	F ご質問に回答します。 例えば、榎地域においては田中寺・傳久寺や穴八幡宮など、地域を象徴する建築物に該当する場合のみ、建築物を着色しています。また、寺社の敷地については、全て同一の表示を使用しています。
142	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	130	外苑東通りと早稲田通りの交差点部付近の「谷」の着色の範囲について現地の状況を踏まえて見直してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 谷の着色の範囲について修正します。
143	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	130	坂の名称が記載されているエリアとそうでないエリアがあるため、統一を図ってほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 坂の表記について、他のエリアとの統一を図ります。
144	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	130	都指定の史跡「関孝和墓の墓」、区指定の史跡「松井須磨子の墓」、区登録の史跡「吉川湊一の墓」について、景観特性図に記載してほしい。	E ご意見として伺います。 国指定の重要文化財（建造物）及び史跡は全て掲載していますが、都指定の史跡及び区指定の史跡等については、景観に与える影響が大きいもののみ掲載しています。
145	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	131	「ピロティ」を設置すると記載されているが、ガイドラインとして適切な表現に修正してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 趣旨が分かりやすいように具体的な方策を修正します。
146	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	131	「1. 崖上や台地上からの地形を感じる眺めを保全・創出する」の上から2番目の図について、区道の防護柵と思われるので、絵に説明文を加筆してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 分かりやすい図となるように修正します。

No.	分類	ページ	意見要旨	区の方え方
147	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	131	「中腹の空地を守る」と記載されている図について、 分かりやすい図としてほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 意図が分かりやすい写真に変更します。
148	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	131	「残る空地」とはどこか。	F ご質問に回答します。 景観形成の方針2に記載のとおり、外苑東通りと台 地上との間に位置する空地を指しています。
149	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	132	改定時点において、外苑東通りの拡幅は終了している ため、景観特性図と「1. 拡幅中の外苑東通り」の文章 を修正すべきではないか。	G ご意見を踏まえて修正します。 改定時点で適切な表現となるように修正します。
150	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	132	隣接エリアでは大久保通りを景観上重要な道路として いるため、3-5柳町外苑東通りエリアにおいても景観上 重要な道路とすべきではないか。	G ご意見を踏まえて修正します。 隣接するエリアとの整合性が取れるように修正し ます。
151	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	132	坂の名称の記載について、他のエリアとの整合を図つ てほしい。	E ご意見として伺います。 3-5外苑東通りエリアでは、坂の名称の記載はな く、道路通称名として記載しています。
152	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	133	図の説明文に「道路拡幅にあたって、」とあるが拡 幅は終了しているため表現を修正してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 改定時点で適切な表現となるように修正します。
153	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	134	市谷仲之町の地番の着色について、意図が分かりづら いので修正してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 意図がわかりやすいように説明を追記します。
154	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	134	江戸時代に馬場であったことを記載している理由を教 えてほしい。	F ご質問に回答します。 新宿区景観まちづくり計画の基本方針の視点2にお いて「まちの記憶や文化を活かす」こととしてい るため、街区の歴史について記載しています。
155	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	138	箱根山の麓にある日本基督教団戸山教会について、景 観特性図に表示してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 日本基督教団戸山教会について景観特性図に追記 します。
156	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	138	4-1戸山公園箱根山エリアの江戸時代以降の歴史的な経 緯について記載してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 本エリアの歴史について、本エリアのページ及び 若松地域のまちの記憶や文化(P.137)に追記しま す。
157	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	138	4-1戸山公園箱根山エリアの戸山三丁目の住宅地につい て、景観形成の方針に記載してほしい。	B ご意見は、改定素案に含まれています。 景観形成の方針1は小規模敷地の計画も対象となっ ており、道路沿いで積極的に緑化を行う等の具体 的な方策を記載しています。
158	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	140	都市計画道路環状4号線及び都市計画道路放射25号線に ついて、景観特性図に記載してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 都市計画道路環状4号線及び都市計画道路放射25号 線について、景観特性図に追記します。
159	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	140	女子医大通りと団子坂の交差点をアイストップとして 表示している理由を教えてください。	F ご質問に回答します。 女子医大通りと団子坂の交差点は、女子医大通り の突当りとなっており、人々の視線が集まるため アイストップと記載しています。
160	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	140	不整形な交差点と表示している意図を教えてください。	F ご質問に回答します。 不整形な交差点により特徴的な景観が生み出され ているため、4-2夏目坂エリアの景観特性として景 観特性図に記載しています。
161	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	140	4-2夏目坂エリア周辺に大規模な敷地の表示がされて いるが、景観特性や景観形成の方針で特に記載がない のではないか。	G ご意見を踏まえて修正します。 本エリア周辺の大規模な敷地の表示を削除しま す。
162	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	140	歴史ある坂道とは、夏目坂と下戸塚坂の両方を指して いるのか。	F ご質問に回答します。 景観形成の方針1に記載のとおり夏目坂も下戸塚坂 も歴史ある坂と認識しています。
163	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	141	「アイストップの活用」の図について、文字と図の対 応が分かりづらい。	G ご意見を踏まえて修正します。 意図が分かりやすい写真に変更します。
164	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	154	新宿文化センターの北の赤矢印の始点を教えてください。	F ご質問に回答します。 矢印の始点は西向天神社となっています。

No.	分類	ページ	意見要旨	区の考え方
165	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	155	「後背地への配慮と景観資源の活用」の図に西向天神社が記載されているが、景観特性図に記載がないので追記してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 景観特性図に西向天神社の位置を追記します。
166	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	155	「1. 明治通りに賑わいと統一感のある景観をつくる」の図が分かりづらい。	G ご意見を踏まえて修正します。 趣旨が分かりやすいように表現を修正します。
167	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	156	諏訪通りと線路の立体交差等について景観特性に関するコメントを追記してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 諏訪通りと線路の立体交差等について、景観特性図にコメントを追記します。
168	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	159	「1. 落ち着いた住宅地の景観をつくる」の図について、着色されているのは大規模な敷地を示しているのか。	G ご意見を踏まえて修正します。 「1. 落ち着いた住宅地の景観をつくる」の図の着色は、建築物を示しています。景観特性図の大規模な敷地の凡例と似ているため、分かりやすくなるように修正します。
169	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	159	「補助72号線沿道の景観づくり」の図が分かりづらい。	G ご意見を踏まえて修正します。 図を削除し、景観形成の方針が分かりやすい写真に変更します。
170	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	168	都市計画道路環状4号線について、景観特性図に記載してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 都市計画道路環状4号線について、景観特性図に追記します。
171	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	169	「河川沿いの建築物は河川に対して正面性をもたせる」とはどういう意味か。	F ご質問に回答します。 建築物を計画する際に、道路側だけでなく河川側についても景観上の配慮をして欲しいという趣旨です。
172	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	169	新目白通りは無電柱化されているが、都電の門型の送電線の支柱が鉄道敷地内に設置されているので、1本支柱に改善してほしい。	E ご意見として伺います。 ご意見については東京都に情報提供します。
173	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	169	「3. 神田川のみどりと調和した景観をつくる」の図について、意図が分かりやすい図としてほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 「3. 神田川のみどりと調和した景観をつくる」の図について、意図が分かりやすくなるように修正します。
174	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	170	都市計画道路環状4号線について、景観特性図に追記してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 ご指摘の都市計画道路について、景観特性図に追記します。
175	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	170	新目白通りと早大南門通りの交差点付近の保護樹木について、現地の状況と異なるのではないか。	G ご意見を踏まえて修正します。 現地の保護樹木に位置に合わせて表示位置を調整します。
176	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	170	「早稲田通りからのアクセス性向上が望まれる」とのコメントの意図を教えてください。	F ご質問に回答します。 景観形成の方針2「早稲田大学がまちに溶け込んだ景観をつくる」に対応し、早稲田通りからのアクセス性向上について記載しています。
177	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	172	都市計画道路環状4号線を景観特性図に記載してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 ご指摘の都市計画道路について、景観特性図に追記します。
178	エリア別 景観形成 ガイドラ イン	173	「3. まとまったみどりを活かした潤いあふれる景観をつくる」の図が分かりづらい。	G ご意見を踏まえて修正します。 「3. まとまったみどりを活かした潤いあふれる景観をつくる」の図について、意図が分かりやすくなるように修正します。
179	要素別 景観形成 ガイドラ イン	255	区全域景観形成ガイドラインの表紙ページに「区全域景観形成ガイドライン」全体の目次を記載してほしい。	E ご意見として伺います。 景観まちづくり計画と景観形成ガイドラインを合冊として作成するため、冒頭に目次を設けています。
180	要素別 景観形成 ガイドラ イン	257	要素別景観形成ガイドラインの表紙ページに「要素別景観形成ガイドライン」の目次を記載してほしい。	E ご意見として伺います。 景観まちづくり計画と景観形成ガイドラインを合冊として作成するため、冒頭に目次を設けています。

No.	分類	ページ	意見要旨	区の方え方
181	要素別景観形成ガイドライン	258～259	「形態意匠の手引き」について、形態意匠の景観形成ガイドラインの内容と同一であるか教えてほしい。また、「形態意匠の手引き」の策定年度と改訂予定について教えてほしい。	F ご質問に回答します。 本ガイドラインを分かりやすく解説したものが形態意匠の手引きであり、内容の整合を図っています。 また、形態意匠の手引きは令和元年度に改訂しており、今回の景観まちづくり計画等の改定に伴う改訂は予定していません。
182	要素別景観形成ガイドライン	258～259	形態意匠の景観形成ガイドライン内に「形態意匠の手引き」を参照することを記載してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 形態意匠の手引きについて追記します。
183	要素別景観形成ガイドライン	258～259	景観まちづくり計画と景観形成ガイドラインを合冊で製本するのであれば、「形態意匠の手引き」も編入してほしい。	E ご意見として伺います。 形態意匠の手引きは本ガイドラインを分かりやすく解説するものとして作成しているため別冊としています。
184	要素別景観形成ガイドライン	260～261	「設備等修景の手引き」の策定年度と改訂予定について教えてほしい。	F ご質問に回答します。 設備等修景の手引きは令和元年度に改訂しており、今回の景観まちづくり計画等の改定に伴う改訂は予定していません。
185	要素別景観形成ガイドライン	260～261	設備等修景の景観形成ガイドライン内に「設備等修景の手引き」を参照することを記載してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 設備等修景の手引きについて追記します。
186	要素別景観形成ガイドライン	260～261	景観まちづくり計画と景観形成ガイドラインを合冊で製本するのであれば、「設備等修景の手引き」も編入してほしい。	E ご意見として伺います。 設備等修景の手引きは本ガイドラインを分かりやすく解説するものとして作成しているため別冊としています。
187	要素別景観形成ガイドライン	262～264	「みどりの手引き」の策定年度と改訂予定について教えてほしい。	F ご質問に回答します。 みどりの手引きは令和元年度に改訂しており、今回の景観まちづくり計画等の改定に伴う改訂は予定していません。
188	要素別景観形成ガイドライン	262～264	みどりの景観形成ガイドライン内に「みどりの手引き」を参照することを記載してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 みどりの手引きについて追記します。
189	要素別景観形成ガイドライン	262～264	景観まちづくり計画と景観形成ガイドラインを合冊で製本するのであれば、「みどりの手引き」も編入してほしい。	E ご意見として伺います。 みどりの手引きは本ガイドラインを分かりやすく解説するものとして作成しているため別冊としています。
190	要素別景観形成ガイドライン	262～264	区で実施しているみどりの助成制度についても記載してほしい。	E ご意見として伺います。 異なる制度であるため、景観まちづくり計画等には記載していません。
191	広域的な景観形成ガイドライン	265	広域的な景観形成ガイドラインの表紙ページに「広域的な景観形成ガイドライン」の目次を記載してほしい。	E ご意見として伺います。 景観まちづくり計画と景観形成ガイドラインを合冊として作成するため、冒頭に目次を設けています。
192	広域的な景観形成ガイドライン	266	超高層ビルの景観形成ガイドラインの具体的な方策として「主な視点場からのスカイラインの見え方をシミュレーションする」と記載されているが、シミュレーションは事業者が行い、これを都市計画審議会等の場で評価を行うとの意味か。	F ご質問に回答します。 超高層ビルを計画する場合には、景観事前協議において事業者がシミュレーションを行っていただき、新宿区景観まちづくり審議会へ報告を行うこととなります。
193	広域的な景観形成ガイドライン	267	「5 地域に貢献する」において、「防災性に課題のある場所では、防災倉庫や防災水槽を設置し、また、避難通路を確保する」「近隣住民等も利用できる集会施設等を設置する」とあるが景観とは関係ないのではないか。	E ご意見として伺います。 景観に大きな影響を与える超高層ビルの建築計画にあわせて、地域の課題を解決するため、具体的に地域に貢献するための方策を示しています。
194	広域的な景観形成ガイドライン	268	幹線道路とは、新宿区総合計画概要版P.19都市交通整備方針図の「広域幹線道路」が対象か。「地域幹線道路」も含まれるか。	F ご質問に回答します。 幹線道路には、広域幹線道路だけでなく地域幹線道路も含まれます。
195	広域的な景観形成ガイドライン	270	「駅前広場、駅舎」も「2-3 駅前・鉄道沿線景観形成ガイドライン」の対象に加えてほしい。	B ご意見は、改定素案に含まれています。 駅として使用される建築物及び駅の敷地内の広場については、本ガイドラインの対象に含まれません。
196	広域的な景観形成ガイドライン	270	「3 車窓からの視線に配慮する」において「線路側にはできるだけ空地を設け、積極的に緑化を行う」「直接線路に接する場合は、設備機器等は見えないよう修景する」とあるが、どのような意図か教えてほしい。	F ご質問に回答します。 本ガイドラインは、駅前または線路沿いの建築敷地における建築物に対して、線路側からの視線についても景観上の配慮を求める趣旨となっています。

No.	分類	ページ	意見要旨	区の方
197	広域的な景観形成ガイドライン	273	夜間景観形成ガイドラインの具体的な方策において、住宅街では「エントランスや植栽等に落ち着いた光の演出を行い、歩行者の安心感につなげる」とあるが、防犯上の観点から街路灯のLED照明化整備が進んだ結果、「一般地区」において夜間非常に明るくなっている。当方策は、現状と合わないのではないか。	E ご意見として伺います。 街路灯による路面の安全性を確保する照明とは別に、歩行者に「安心感」を与える照明についての具体的な方策を記載しています。
198	広域的な景観形成ガイドライン	274	「河川の連続する舗装」の意味が分かりづらいので修正してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 意図が分かりやすいように「河川に連続して設置されている舗装」と表現を修正します。
199	広域的な景観形成ガイドライン	274	景観まちづくり計画等の改定にあわせて、建築基準法第59条の2に規定する許可の運用基準、運用要領の改訂の予定があるか教えてほしい。	F ご質問に回答します。 景観まちづくり計画等の改定に伴って、建築基準法第59条の2に規定する許可の運用基準及び運用要領を改訂する予定はありません。
200	広域的な景観形成ガイドライン	274	公共の広場（地下広場）、公開空地、学校、駅、サンクンガーデン、ショッピングモール等にある人々が集える公共性の高い空間について、本ガイドラインの対象となるか教えてほしい。	F ご質問に回答します。 本ガイドラインは、都市計画で位置づけられている空地等や建築敷地内の屋外の空間を対象としています。
201	広域的な景観形成ガイドライン	275	「賑わいを創出するオープンカフェ」の写真について、最新の写真に変更するべきではないか。	E ご意見として伺います。 賑わいを創出するオープンカフェの例として、適切な事例を掲載しています。
202	広域的な景観形成ガイドライン	275	「(2) 区民・事業者・行政の連携により維持管理や運営を行い、地域をつくり育てることを推進する。」とあるが、新宿、四谷地区の都市再生整備計画を新たに作成され、地域の商店街連合会と「都市利便増進協定等」の制度を活用してほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 歌舞伎町や新宿駅東口などの地区では、民間事業者等が主体となったエリアマネジメント組織が、道路空間を活用したイベントなどの様々な活動を行っています。今後も地域のまちづくりの機運に応じて、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めていきます。
203	広域的な景観形成ガイドライン	275	住民参加の機会を創出と記載されているが、具体的推進策を記載してほしい。	B ご意見は、改定素案に含まれています。 公共空間における住民参加の機会として、エリアマネジメントや住民等による公共空間の活用等を例として挙げています。
204	資料編	372	用語集の形態意匠の説明について、形態意匠の手引きの説明の方が分かりやすいので修正してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 形態意匠の手引きにあわせた表現となるように修正します。
205	その他	-	四谷地区に住んでいるが、全体的にバリアフリー化が十分に進んでいないと感じている。特にこのエリアは坂が多く、階段しかない場所などがあり、非常に不便なため、対応を急いでいただきたい。 新宿通り沿いの建物の1階の商店が次々と閉鎖しており、街並みが寂しくなり始めている。街並みが元気になるように具体性のある対策を検討し、実行してもらいたい。 住居表示の対応が中途半端になされておらず、非常に不便なので、早急に解消してほしい。	E ご意見として伺います。 坂や階段を単独で解消することは困難ですが、区では、令和3年11月に策定した「新宿区移動等円滑化促進方針」に基づき、歩道勾配の改良など計画的な道路のバリアフリー整備に取り組んでいます。 また、空き店舗については、区HPに空き店舗情報サイトを設け情報提供を行うとともに、区内に空き店舗を借りて創業する際に利子と信用保証料を全額補助する商店街空き店舗活用支援資金の制度があり、様々な機会を捉え周知を行っています。さらに、区内の住居表示実施済地域は現在76.11%で、残りの未実施地域では、住所がわかりにくい等ご不便が生じています。これらの問題解消に向け、区内全域での住居表示実施を目指しています。 住居表示の実施については、町会など地元の意向を確認した上で、住居表示の効果が得られやすい実施済地域に隣接した地域を対象に、今後も取り組んでいきます。